平成２４年（フ）第３８６号
福岡市中央区高砂１丁目19番24―703号
破産者　有限会社安田基工
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６５号
岡山市南区飽浦176番地
破産者　紀村　嘉道
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９５号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2385番地２
破産者　日本ハウス工業株式会社
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２９０号
宮崎市月見ケ丘２丁目401番地
破産者　有限会社入佐商事
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９１号
宮崎市清水１丁目10番35号　Ｎコーポ403号
破産者　入佐　周作
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４８２号
埼玉県新座市大和田５丁目11番43号
破産者　清水龍吉こと　金　　龍吉
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４８３号
埼玉県新座市大和田５丁目11番43号
破産者　清水　朋丘
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０５号
埼玉県新座市野寺３丁目２番９号　グレイス・ハイム新座202号室
破産者　阿部　和也
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７７号
埼玉県戸田市中町１丁目22番地の５　ジャスティムＫ―106号室、破産手続開始決定時の住所埼玉県戸田市下前１丁目８番６―202号
破産者　小川　陽平
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７９号
埼玉県上尾市大字原市1279番地３　東和パークハイツ上尾506
破産者　相澤　　浩
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４０４号
さいたま市見沼区東大宮４丁目57番地26　東ハイツ101
破産者　永田　　洋
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８０３号
鳥取県境港市外江町2355番地３、開始決定時の住所広島市南区元宇品町25番１―1009号
破産者　遠藤　　悟
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１３号
北九州市門司区緑ケ丘２番15―202号
破産者　中川　一俊
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１８２号
栃木県宇都宮市中河原町３―38　チサンマンション今小路904、前住所茨城県水戸市堀町1188番地の１　塙コーポＣ棟12号
破産者　冨山　祐太
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１７号
静岡県掛川市杉谷１丁目７番17号
破産者　原田　敏子
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第４５３号
北九州市小倉北区緑ケ丘３丁目６番25号　サンテラス２棟301号
破産者　福田　澄子
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１６０号
佐賀県西松浦郡有田町黒牟田2961番地９、開始決定時の住所佐賀県伊万里市伊万里町甲590番地
破産者　江口　良晴
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１１８号
佐賀県嬉野市塩田町大字大草野甲1012番地３
破産者　野村真奈美
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第３１３号
鹿児島県鹿児島市小原町31番23号　コーポやまげん101号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市田上台２丁目22番６号
破産者　田中　　学
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係